

坂戸市工事検査実施要領

昭和58年6月21日決裁

平成11年5月28日決裁

平成21年3月26日決裁

平成25年3月21日決裁

平成26年12月9日決裁

平成30年3月16日決裁

令和2年2月20日決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、工事の検査の適正かつ円滑な執行を図るため、坂戸市工事検査規則（昭和58年坂戸市規則第22号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(検査の技術基準)

第2条 検査を実施するに当たって必要な技術基準は、別に定める「坂戸市工事検査技術基準（以下「工事検査技術基準」という。）」によるものとする。

(事前検討)

第3条 検査員は、工事の検査に先だち、当該工事の内容を検討し、工事検査技術基準に基づいて、検査の準備をしなければならない。

(検査の実施順序)

第4条 工事の検査は、原則として次の順序で行う。

- (1) 監督員から工事概要、設計変更の有無について説明を受ける。
- (2) 受注者から工事施工上の問題点等について事情を聴取する。
- (3) 工事検査技術基準に基づいて、工事関係書類を確認する。
- (4) 現地を目視、観察及び計測し、関係図書と工事の施行状況を照合確認する。

2 検査を実施したときは、注意すべき点等について、受注者に対し講評を行うものとする。

(中間検査)

第5条 中間検査は、工事担当課長から検査申出書の提出がなされたとき又は工事検査主管課長が必要であると認めたときに実施する。

2 中間検査の対象及び時期は、別紙1に定めるものとする。

3 材料等の検査は、当該工事に使用される同一品目の価格が、概ね500万円以上のものについて実施する。ただし、規格品や標準品等の通常生産品のときは、工事担当課長と協議の上、省略することができる。

(出来高検査)

第6条 出来高検査の検査申出書には、監督員が確認した「出来高内訳明細書」を添付させなければならない。

2 出来高検査は、提出された出来高内訳明細書の内容と現地とを照合確認する。

3 出来高内訳明細書は、別紙2に基づいて、作成されたものでなければならない。

(検査の中止)

第7条 検査員は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、検査を中止し、速やかに工事担当課長に必要な改善を要請しなければならない。

(1) 工事の施行状況が設計図書と著しく相違しているとき。

(2) 工事の施行に重大な瑕疵を認めたとき。

(3) その他適正な検査を行うことが困難なとき。

(検査報告書等)

第8条 工事検査主管課長は、次の各号に該当する工事について、その旨を市長に報告しなければならない。

(1) 前条により検査を中止した工事

(2) その他特に報告が必要と認められる工事

2 検査報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

(1) 出来高検査 出来高内訳明細書、出来高・中間・完成検査記録、出来高・中間・完成検査結果報告書及び出来高検査結果報告書

(2) 中間検査 材料等の検査においては試験成績書の写し、出来高・中間・完成検査記録、出来高・中間・完成検査結果報告書及び中間検査結果報告書

(3) 完成検査 工事成績報告書、細目別評定点採点表、出来高・中間・完成検査記録、出来高・中間・完成検査結果報告書及び完成検査結果報告書

(工事の成績評定)

第9条 工事の成績は、別に定める「坂戸市工事成績評定要領」に基づいて、評定する。

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和58年7月1日から施行する。

この要領は、平成11年6月1日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

別紙1 中間検査の対象及び時期

中間検査の対象及び時期については、下表のとおりとする。また、別途工事検査主管課長が必要と認める場合においても行うものとする。

(1) 土木工事

項 目	内 容
中間検査の対象	下記構造物を含む土木工事
中間検査の時期	1 橋梁工事の杭基礎の打込みが完了したとき 2 橋梁工事（上部工・下部工）の配筋工事が完了したとき 3 鋼橋仮組立て完了時（仮組立てが省略となる場合を除く） 4 重要構造物が埋設される前 5 完成検査時には足場等の撤去のため、検査が出来なくなる部分の施工完了時 6 部分使用を行う前

(2) 建築工事

項 目	内 容
中間検査の対象	新築工事、改修工事
中間検査の時期	1 杭基礎の打込みが完了したとき 2 基礎・地中梁の配筋工事が完了したとき 3 鉄骨工事等の建方（本締め前）が完了したとき 4 各階躯体の配筋工事が完了したとき 5 完成検査時には足場等の撤去のため、検査が出来なくなる部分の施工完了時 6 部分使用を行う前

(3) 設備工事等

項 目	内 容
中間検査の対象	電気設備工事、機械設備工事等
中間検査の時期	1 各階の天井等隠蔽部の工事が完了したとき 2 完成検査時には足場等の撤去のため、検査が出来なくなる部分の施工完了時 3 部分使用を行う前

(4) 全工事共通

特殊工法、新技術及び新材料を採用した工事で、時期については協議による。

別紙2 「出来高の確認について」

- 1 「出来高の確認について」は、部分払を行う場合に使用する。
- 2 部分払の対象となる出来形の範囲については、次のとおりとする。
 - (1) 出来形（施工済）部分で監督員の検査に合格した部分
 - (2) 工事現場に搬入済の工事材料で監督員の材料検査に合格したもの
 - (3) 製造工場等にある工場製品で監督員の材料検査に合格したもの
- 3 出来高内訳明細書の作成については、次の事項について十分留意する。
 - (1) 出来高基準日は、受注者と監督員で協議して定める。ただし、見込み請求はしないこと。
 - (2) 出来高基準日において、工事が既に施行され、又は建物等に取り付けられたものは、内訳書価格以内とする。（材工共の複合単価で計上されているものは、全てこれによること。）
 - (3) 主要工事項目（コンクリート、型枠、鉄筋、鉄骨等）については、出来高率算出の根拠を明示する。
- 4 その他出来高について、疑義が生じたときは、監督員と検査員が協議の上、決定する。
- 5 検査に準備する書類は、次のとおりとする。
 - (1) 工事工程表
 - (2) 施工計画書
 - (3) 工事写真
 - (4) 工事材料承諾書又は資材・製造所等選定報告書
 - (5) 材料検査請求書
 - (6) 試験成績書等（杭打ち報告書、コンクリート強度、ミルシート等）
 - (7) 承諾図
 - (8) 出来高率算出根拠